

事業報告書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

1 事業の概要

令和元年度の日本経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減や大型台風の襲来など相次ぐ自然災害により個人消費が低迷し、さらに年度後半には新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響による企業活動の停滞から、景気は大きく下振れしマイナス成長へと転じている。

こうした内外経済情勢の急変を受けて、政府・日銀は景気下支えのため大規模な財政・金融政策を打ち出しているが、株価は乱高下し景気先行きへの警戒感が強まっている。

一方、当センターの再保証残高において大宗を占める住宅ローン環境については、令和元年度の新設住宅着工戸数は884千戸と前年度比7.3%減少（うち持家283千戸：同1.5%減、分譲住宅260千戸：同2.8%減、貸家335千戸：同14.2%減）し、貸家を中心に減少基調が続いている。

このような情勢の下、系統信用事業においては新たな「JAバンク中期戦略（2019～2021年度）」をスタートさせ、全都道府県で作成した「貸出強化プラン」のもと、組合員・利用者の様々な資金ニーズの捕捉を徹底するとともに貸出実施体制の整備・強化、人材育成強化に取り組んでいる。

当センターとしても、保証基盤の拡充・強化による会員の他業態との競争力確保に向け、JAバンク中期戦略の貸出強化方針のもと、JAバンクと連携して各種ローンの商品性改善に係る検討を重ね、今年度は住宅ローンの貸付金額の拡大、マイカーローンの貸付対象者・資金用途の拡充、教育ローン（カード型）の新設、多目的ローンの貸付金額の拡大・貸付期間の延長など種々の要項改善を行った。

また、再保証料率については、消費税増税前の駆け込み需要対応策として、住宅ローン等住宅関係4資金の再保証料率を1年間（平成30年10月から令和元年9月まで）に限定して、最大0.03%引き下げる消費増税対応特例措置を実施し、これにより最下限の再保証料率を0.01%とした。また、JA住宅ローン（一般型、借換応援型・200%借換応援型）、無担保住宅資金については、資金別特例措置の適用期限（3年毎の見直し期限）が到来するため、これをさらに3年間（令和2年4月から令和5年3月末まで）延長して措置を継続することとした。

令和元年度の当センターの再保証業務の概要は、以下のとおりである。

新規引受は、6,999億円と住宅資金の引受増加を主因に前年度比553億円(8.6%)の大幅増加となった。再保証残高は、前年度比3,083億円(6.3%)増加し5兆1,800億円となり、5兆円の大台に達した。

代位弁済は、リーマンショック後の平成21年度45億円をピークに以降毎年度減少してきており、昨年度は過去最低の水準であったが、本年度は21億円と前年度比4億円(23.4%)の増加となった。求償権の回収は、13億円と前年度比2億円(▲15.3%)減少し、求償権償却等は8億円と前年度並みとなった。求償権残高は代位弁済の減少に伴い漸減傾向にあったが86億円と横ばいとなった。

利益面では、再保証料率の継続的な引下げにより保証料収入は34億円と前年度比1億円(▲3.1%)減少し、また再保証残高増加に伴い保証責任準備金繰入が前年度比3億円(16.7%)増加したことから、最終的な当期経常増減額は12億円と前年度比10億円(▲44.4%)減少した。

期中における主な実施事項は以下のとおりである。

(1) 再保証業務の整備・充実

a ローン融資要項(再保証条件)の見直しに関しては、マイカーローンの一般型とリピーター型の要項統合、カードローン(約弁型)とワイドカードローンの要項統合、カード型教育ローンの新設の他、マイカーローンの借入れ資格の要件緩和、つなぎ資金等の再保証対応の拡充について、JAバンクと連携して検討を実施し、専門部会・実務協議会での検討を経て、要項改正に結び付けた。

b 再保証料率の見直しについては、令和元年10月からの消費税増税対策として、主要なJA住宅ローンについて再保証料率を最大0.03%引下げる特例措置を令和元年9月末まで実施した。

また、JA住宅ローン(一般型)、同(借換応援型)、同(200%借換応援型)、無担保住宅資金の資金別特例措置について、適用期限が令和2年3月末に到来することとなっていたが、令和5年3月末までの3年間同条件で継続することとした。

c 多発した自然災害にかかる被災地会員との災害資金保証対応協議をはじめとする個

別相談に対して、迅速に対応するとともに、ローン融資要項（統一版）の改正を受けた県版要項協議に取り組んだ。

(2) 内部管理態勢の充実・強化

- a コンプライアンス・マニュアルに従ってコンプライアンスモニタリングの実施および職員研修を行い、また、リスク管理基本方針に基づく令和元年度のリスク管理評価を実施した。
- b コープビル建替計画にともなう令和2年度の事務所移転にむけて、関係団体と連携して移転先を確定させ移転準備に取り組んでいる。
- c 保証システムにおいて、改元への対応等の維持・改善作業により安定稼働を継続した。OA機器(サーバー・PC等)について、老朽化を踏まえて一斉更新を行い、Windows10へ移行した。
- d 業務運営の安定化・効率化等のため、規程改正の要否点検等に取り組んだ。
- e 特例措置による再保証料率の引下げにあたっては、中長期的な収支への影響試算等を行い、財務・収支面での経営リスクの把握に努めた。

(3) 会員との連携強化

- a 会員間ノウハウネット(NN51)について、令和元年度は6件の情報提供を受けた。
- b 会員との連携強化・情報共有化のため、計画的な会員訪問を実施した。

(4) 公益目的支出計画への対応

- a 内閣府に公益目的支出計画の平成30年度実績を報告するとともに、計画達成に向けた取組みを継続検討した。

2 主な処理事項

年月日	処 理 事 項
令和元年 4. 4	会計監査人監査
5. 9	会計監査人監査
5.17	会計監査人監査
5.27	監事監査
6. 3	令和元年度第1回理事会 〔議案〕 ・第1号議案 : 平成30年度の求償権償却について ・第2号議案 : 求償権償却引当金の算出に含めるみなし求償権残高について ・第3号議案 : 準備金の基本財産繰入(令和元年度の基本財産造成)について ・第4号議案 : 平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第5号議案 : 平成30年度公益目的支出計画実施報告書について ・第6号議案 : 第7回定時総会の開催ならびに提出議案について ・第7号議案 : 役員改選にかかる役員候補者名簿の作成について ・第8号議案 : 退任役員に対する退任慰労金の支出について ・第9号議案 : 会計監査人に対する平成30年度会計監査報酬について
6. 3	令和元年度第1回役員会 〔議案〕 ・第1号議案 : 学経理事候補者の推薦について
6.10	令和元年度第1回全国常務者会議(全国3団体共催) ・平成30年度業務報告書について ・平成30年度公益目的支出計画実施報告書について ・令和元年度の基本財産造成について
6.24	令和元年度第2回理事会 〔議案〕 ・第1号議案 : 第7回定時総会の提出議案ならびに定時総会の運営について 〔報告事項〕 ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・代表理事の職務執行状況について
6.24	第7回定時総会(後記3を参照)
6.24	令和元年度第3回理事会 〔議案〕 ・第1号議案 : 理事長および常務理事の選定について ・第2号議案 : 令和元年度第1回臨時総会の開催ならびに提出議案について ・第3号議案 : 役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・第4号議案 : 退任役員に対する退任慰労金の支出について

年月日	処 理 事 項
6. 27	会計監査人監査
7. 3 ～ 5	令和元年度初級職員研修会（全国3団体共催）
7. 16	農業信用保証保険事業・組織問題検討会 第64回保証条件の見直し等に関する全国専門部会
7. 24	会計監査人監査
8. 15	会計監査人監査
9. 5 ～ 6	令和元年度保証審査実務担当者研修会(全国3団体共催)
9. 19	会計監査人監査
10. 17	会計監査人監査
10. 24 ～ 25	令和元年度求償権管理回収等事務研修会(全国3団体共催)
11. 5	農業信用保証保険事業・組織問題検討会 保証条件の見直し等に関する全国専門部会第11回実務協議会
11. 13	会計監査人監査
12. 9	令和元年度第4回理事会 〔議案〕 ・第1号議案：「再保証要項」の一部改正について ・第2号議案：1号資金再保証料率にかかる資金別特例措置の継続について ・第3号議案：「償却前の求償権の債務の免除に関する規程」の一部改正について 〔報告事項〕 ・令和元年度上半期の業務実績について ・コープビル建替にともなう事務所移転について ・「再保証要項取扱特例(内規)」の適用案件について ・代表理事の職務執行状況について
12. 16	会計監査人監査
12. 23	農業信用基金協会常勤役員会議（全国3団体共催） ・令和元年度上半期の業務実績について ・JAバンク中期戦略への取組について ・統一ローン融資要項の見直しについて ・再保証料率の見直しについて ・「会員間ノウハウネット」の活用について

年月日	処 理 事 項
令和2年	
1.23	会計監査人監査
2.14	令和元年度第5回理事会 〔議案〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案 : 令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・ 第2号議案 : 令和元年度第1回臨時総会の開催および提出議案について ・ 第3号議案 : 役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・ 第4号議案 : 退任役員に対する退任慰労金の支出について 〔報告事項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度業務実績見込みについて
2.26	会計監査人監査
3. 4	理事会決議事項の書面による決議 理事会の決議があったものとみなされた日：令和2年3月4日 〔議案〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案：役員補欠選任にかかる役員候補者名簿の作成について ・ 第2号議案：令和元年度第1回臨時総会の提出議案変更について
3.23	令和元年度第1回臨時総会（後記3を参照）
3.27	理事会決議事項の書面による決議 理事会の決議があったものとみなされた日：令和2年3月27日 〔議案〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案：令和2年度の理事報酬について

3 総会

(1) 第7回定時総会（令和元年6月24日開催）

<p>会員数 (議決権数)</p>	<p>87会員 (87個)</p>	<p>出席会員数</p>	<p>本人出席会員 39会員 代理議決会員 1会員 書面議決会員 44会員 計 83会員</p>
<p>議事の概要</p>	<p>○議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案：平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書および収支計算書について ・第2号議案：役員改選について ・第3号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について <p>以上、原案どおり議決された。</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度公益目的支出計画実施報告書について <p>以上、意見・質問なし。</p>		

(2) 令和元年度 第1回臨時総会（令和2年3月23日開催）

<p>会員数 (議決権数)</p>	<p>87会員 (87個)</p>	<p>出席会員数</p>	<p>本人出席会員 3会員 代理議決会員 1会員 書面議決会員 84会員 計 87会員</p>
<p>議事の概要</p>	<p>○議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号議案：令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業計画および収支予算について ・第2号議案：借入最高限度額について ・第3号議案：役員報酬額について ・第4号議案：役員の補欠選任について ・第5号議案：退任役員に対する退任慰労金の支出について <p>以上、原案どおり議決された。</p> <p>○報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 		

4 会員および再保証等寄託金

(単位：千円)

区 分	前年度末		本年度中		本年度末	
	会員数	再保証等寄託金	会員数	再保証等寄託金	会員数	再保証等寄託金
農業信用基金協会	47	3,243,050	—	—	47	3,243,050
農協(信用)保証センター	4	996,200	—	—	4	996,200
信用農業協同組合連合会 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	32 (32) (6)	1,681,530 (1,618,730) (62,800)	— (—) (—)	— (—) (—)	32 (32) (6)	1,681,530 (1,618,730) (62,800)
農業協同組合 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	3 (3) (1)	85,060 (80,340) (4,720)	— (—) (—)	— (—) (—)	3 (3) (1)	85,060 (80,340) (4,720)
農林中央金庫 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	1 (1) (1)	5,000,000 (4,800,000) (200,000)	— (—) (—)	— (—) (—)	1 (1) (1)	5,000,000 (4,800,000) (200,000)
計 (うち再保証事業用) (うち直接保証事業用)	87 (87) (8)	11,005,840 (10,738,320) (267,520)	— (—) (—)	— (—) (—)	87 (87) (8)	11,005,840 (10,738,320) (267,520)

(注) 1 農業信用基金協会および農協(信用)保証センターの再保証等寄託金は、全て再保証事業用である。

2 農林中央金庫との統合により脱退した12県信用農業協同組合連合会(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、千葉、富山、岡山、長崎、熊本)については、年度末の会員数から除いているが、再保証等寄託金は信用農業協同組合連合会に含まれている。

5 役員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		就 任	退 任	年度末
理事(うち常勤)	9(1)	10(1)	12(2)	7(0)
監事(うち常勤)	2(0)	2(—)	2(—)	2(0)
計	11(1)	2(1)	2(2)	9(0)

6 職員

(単位：人)

区 分	前年度末	本 年 度		
		採 用	退 職	年度末
男子職員	10	1	1	10
女子職員	4	—	—	4
計	14	1	1	14

(注) 嘱託員を含む。

7 保証

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	306,347	4,585,363	25,236	616,613	317,491	317,230	4,884,485
教育資金(2号資金)	22,490	21,605	4,172	5,812	5,080	22,657	22,337
生活資金(3号資金)	339,177	245,066	43,227	76,670	66,352	334,867	255,384
事業資金(4号資金)	869	19,622	27	771	2,623	820	17,770
合 計	668,883	4,871,656	72,662	699,866	391,546	675,574	5,179,976

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 極度資金は極度額による。

3 償還には代位弁済によるものを含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度				
			引 受		償 還	年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	182	85	—	—	21	143	64

(注) 1 カードローンは極度額による。

2 教育資金(分割)の未実行部分も残高に含む。

8 求償権

(1) 再保証事業

(単位：件・百万円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償却等		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
住宅資金(1号資金)	1,845	7,303	250	1,978	13,309	1,208	176	686	1,822	7,387
教育資金(2号資金)	242	72	14	6	1,478	5	25	9	203	64
生活資金(3号資金)	4,398	1,090	478	137	26,301	116	422	116	3,982	995
事業資金(4号資金)	17	136	—	—	172	4	0	—	17	132
合 計	6,502	8,601	742	2,121	41,260	1,333	623	811	6,024	8,578

(注) 1 住宅資金は、住宅ローン一般型・100%応援型・借換応援型、リフォームローン等の合計である。生活資金は、マイカーローン、カードローン、フリーローン等の合計である。事業資金は、賃貸住宅資金および事業資金の合計である。

2 回収金額は求償権元本で、求償権利息等の回収額は含まない。

3 回収件数は一部回収を含む件数である。

4 償却等には求償権の免除を含む。

(2) 直接保証事業

(単位：件・千円)

区 分	前年度末残高		本 年 度							
			代位弁済		回 収		償 却		年度末残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育・マイカー ・カードローン	27	15,137	—	—	12	144	—	—	26	14,993

(注) 回収件数は一部回収を含む件数である。

9 業務方法書に規定する基本財産

(単位：千円)

区 分	前年度末残高	本年度増減		本年度末残高
		増 加	減 少	
再保証等寄託金	11,005,840	—	—	11,005,840
(うち再保証事業用)	(10,738,320)	(—)	(—)	(10,738,320)
(うち直接保証事業用)	(267,520)	(—)	(—)	(267,520)
繰 入 金	17,300,000	600,000	—	17,900,000
(うち再保証事業用)	(17,300,000)	(600,000)	(—)	(17,900,000)
(うち直接保証事業用)	(—)	(—)	(—)	(—)
計	28,305,840	600,000	—	28,905,840
(うち再保証事業用)	(28,038,320)	(600,000)	(—)	(28,638,320)
(うち直接保証事業用)	(267,520)	(—)	(—)	(267,520)

(注) 業務方法書に規定する再保証等寄託金、繰入金および準備金の年度末残高

(単位：千円)

区 分	再保証事業	直接保証事業	合 計
再保証等寄託金	10,738,320	267,520	11,005,840
繰 入 金	17,900,000	—	17,900,000
準 備 金	11,466,391	32,907	11,499,298
合 計	40,104,711	300,427	40,405,138

10 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当センターは、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために、理事会において「内部統制基本方針」を定めている。その体制および運用の状況は以下のとおりである。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 理事は、重大な法令違反、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングの実施結果を代表理事に報告している。

- (3) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査により理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに代表理事に対し法令、定款及び社会規範等の遵守に向けた助言または是正勧告をすると共に、その事実を理事会へ報告する。

【運用状況の概要】監事は理事会に出席し、また、監査において業務執行状況の報告を受けている。

2 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報については、社員総会議事録、理事会議事録等の法定文書のほか、稟議書等の重要な職務執行に係る文書（電磁的記録を含む）を、関係資料とともに文書処理規程その他当法人の内部規程の定めに従い、適時適切に保存・管理し、役員等による閲覧及び謄写ができる状態にして管理する。

【運用状況の概要】法定文書、重要な職務執行に係る文書は適切に保管・管理し、閲覧・謄写できる状態としている。

- (2) 代表理事等の業務執行については、執行状況報告を作成し、理事会へ報告することで、管理する。

【運用状況の概要】理事会において年度2回の報告を行っている。

3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、リスク管理方針およびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

【運用状況の概要】リスク管理基本方針ならびにリスク管理規程を定めている。

- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、代表理事を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、役職員の生命・資産・管理情報等の損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

【運用状況の概要】震災、大雨・強風等対策を作成している。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表理事は、理事会の決定を踏まえて、業務の執行が効率的に行われるように、年度計画を作成して適宜、実績を把握、管理する。

【運用状況の概要】部門毎に重点実施事項の年度事業計画を作成し、定期的の実績・見込みの把握を行っている。

- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、職務権限規程を定め、これらの規程に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

【運用状況の概要】組織規程、権限表を定めている。

5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように倫理憲章、行動規範を含めた「コンプライアンスマニュアル」を定め、全役職員に周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

【運用状況の概要】コンプライアンス研修を開催し同マニュアルの周知・徹底を図るとともに、定期的に遵守状況のモニタリングを実施している。

- (2) 代表理事は、職員による重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事会および監事に報告する。

【運用状況の概要】前記の定期的モニタリングを実施している。

- (3) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は理事会への出席し、監査において業務執行状況の報告を受けている。

- (4) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を起こしていないか、内部検査を行う。

【運用状況の概要】定期的モニタリングを実施している。

6 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が求めた場合は、企画総務部担当の職員に監事の職務を補助させる。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員が補助をする体制としている。

7 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該職員の任命、解任、人事異動については、監事の同意を得ることとする。

【運用状況の概要】企画総務部担当の職員を監事の職務を補助させる体制としている。

8 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。

【運用状況の概要】常勤理事および企画総務部担当の職員が報告する体制としている。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

【運用状況の概要】監事は、監査において会計監査人から監査重点項目、監査実施経過等について報告を受けている。